



信号機の撤去について



三重県警察では、信号機の設置当時と道路交通環境の変化等により**必要性の低下した信号機の撤去**を進めています。

【例】

- バイパス道路の開通などにより交通量が減少した
- 学校の廃校などにより子どもの横断需要がなくなった



Q. なぜ、信号機を撤去しなくちゃいけないの？

A. 必要性の低下した信号機は、

「車が来ないのに信号待ちでイライラ」

「どうせ車は来ないから行ってしまおう」

など、信号無視を誘発したり、自動車等を不要に停止させたり、交通の危険を高める場合があります。



お気づきの信号機がありましたら、交通部交通規制課又は最寄りの警察署までご連絡をお願いします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



三重県警察本部交通部交通規制課

TEL 059-222-0110 (内線5181・5187)